

地方創生にかかる包括連携協定の締結

2020年4月21日締結

■ 協定締結の背景

地域再生法改正（2019年12月6日公布、2020年1月5日施行）により、株式会社民間資金等活用事業推進機構が幅広いPPP/PFIに関して自治体等のコンサルティング支援が可能になった。

■ 協定関係者の主な取組



<主な業務>

- PFI案件（独立採算型等）への金融支援
- PPP/PFI案件に関するコンサルティング支援

<PPP/PFIに関する主な業務>

- 自治体等との強固なネットワーク基盤を活かしたPPP/PFIの普及・啓発・推進活動（例：官民連携プラットフォームの企画運営）、PPP/PFIの案件創出、案件形成に向けたコンサルティング
- PPP/PFIの事業化段階でファイナンス等を提供

3. 民間資金等活用公共施設等整備事業の創設
【第5条第4項第14号・第5章第15節】

○ 廃校跡地等、低未利用の公的不動産の有効活用等について、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIの導入を促進

PPP/PFI導入に向けたコンサルティング

PFI推進機構が、地方公共団体の依頼に応じて、公的不動産の有効活用などPPP/PFIに関するコンサルティング業務を実施可能に【第17条の60】

(出典) 内閣府資料

【参考】山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォームの取組
(代表者：株式会社山口フィナンシャルグループ、株式会社山口銀行、株式会社YMFZ ZONEプランニング、山口県、下関市)

セミナー

官民対話



■ 今後の取組

山口県内において、下記の取組を協定関係者が連携して実施する。

- ① PPP/PFIの案件創出及び案件形成に向けた取組
- ② PPP/PFIの地域における担い手育成に資する取組
- ③ その他、協議の上で実施するPPP/PFIの導入促進に資する取組

<具体的な取組内容>

- PPP/PFI、公的不動産の有効活用に関する案件形成・事業化に向けたコンサルティング等での連携
- 官民連携プラットフォーム（セミナー、官民対話）への講師やアドバイザー派遣
- 様々な事業分野における全国の先進事例の情報提供 など

株式会社民間資金等活用事業推進機構の概要

名 称	株式会社 民間資金等活用事業推進機構 (略称：P F I 推進機構) Private Finance Initiative Promotion Corporation of Japan (略称：PFIPCJ)
設 立	平成 25 年 (2013 年) 10 月 7 日
根拠法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (P F I 法)
設立の目的	独立採算型等 PFI 事業に対する資金の供給 P P P / P F I 案件のプロジェクト形成支援
所管官庁	内閣府
本店所在地	東京都千代田区大手町 1 丁目 6 番 1 号大手町ビル 8F
資本金	100 億円 (出資額：政府(財務大臣)100 億円、 民間(70 社)100 億円 ※株式会社山口銀行を含む)
役 員	代表取締役会長：渡 文明、代表取締役社長：半田 容章、執行役員 3 名 社外取締役 3 名、監査役 2 名
ホームページ	右記をご参照ください。 www.pfipcj.co.jp/